

# 暮らしの情報箱

はがきや FAXなどの 記入例

①催しなどの名称 ④年齢(学年)  
 ②〒住所 ⑤電話番号  
 ③氏名(ふりがな) ⑥その他  
 必要事項

## 福祉

### 東京都シルバーパスの新規購入

都営交通(都電、都バス、都営地下鉄など)と都内民営バスで利用できます。

●利用期限 9月30日

④都内在住で70歳以上の方

⑤①住民税が非課税か、令和3年の合計所得金額(住民税額と介護保険料の賦課決定前の期間は令和2年の合計所得金額)が135万円以下の方=1,000円

②上記①以外の方=10,255円(譲渡所得の特別控除がある方は、1,000円となる場合あり)

⑥⑦最寄りのバス営業所へ本人確認書類を持参。①は介護保険料納入通知書が課税(非課税)証明書なども必要

⑧(一社)東京バス協会 ☎5308-6950

### 障がいのある方への支援

#### 1 移送サービス利用券(タクシー券)

区が契約する会社のタクシー料金や自動車燃料費に利用できます。

●交付月額 3,600円分

④区内在住で次のいずれかに該当する方

①下肢・体幹機能障害1~3級

②移動機能障害1~3級

③視覚障害1・2級

④内部障害1・2級

⑤愛の手帳1・2度

⑥⑦問合先へ身体障害者手帳か愛の手帳を持参

#### 2 心身障害者福祉手当の支給

令和4年度(12月支給分)から、受給者全てに所得基準を適用し、所得基準額以下の方のみに手当を支給します。19歳以下の方は令和3年中の保護者所得、20歳以上の方は令和3年中の本人所得で決定します。詳細は区HPをご覧ください

か障害福祉課へお問い合わせください。  
 ※4・8月支給分は今までどおりで、廃止となる方については9月以降にお知らせします

●手当月額 4,500~17,500円

④64歳以下で次のいずれかに該当する方(施設に入所中の方を除く)

①身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1~4度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持

②脳性まひ・進行性筋萎縮症

③特殊疾病

⑥⑦問合先へ各種手帳か特殊疾病臨床調査個人票、本人の通帳、印鑑、マイナンバー確認書類と本人確認書類を持参

※受給中の方は手続き不要です

◇12ともに◇

⑧障害福祉課障害者支援担当

☎5744-1251 FAX5744-1555

地域福祉課障害者地域支援担当

大森 ☎5764-0657 FAX5764-0659

調布 ☎3726-2181 FAX3726-5070

蒲田 ☎5713-1504 FAX5713-1509

糀谷 ☎3743-4281 FAX6423-8838

### 都営交通無料乗車券の交付

区内在住の心身に障がいのある方などに、都営交通の全区間に使用できる無料乗車券を交付します。

●対象者・必要書類

①身体障がい者=身体障害者手帳

②知的障がい者=愛の手帳

③戦傷病者=戦傷病者手帳

④原爆被爆者=被爆者健康手帳と、厚生労働大臣(厚生大臣)の認定書か医療特別手当証書か健康管理手当証書か特別手当証書

⑤被救護者=当該施設長発行の証明書

⑥中国残留邦人等=本人確認証

⑦生活保護受給世帯員=生活保護受給証

明書

⑧児童扶養手当受給世帯員=児童扶養手当証書か児童扶養手当受給者証明書

⑨申込先へ必要書類を持参

※更新の場合は現在お持ちの無料乗車券も持参(有効期限が切れる月の1日から手続き可)

●申込先

①~④地域福祉課⑤~⑦生活福祉課⑧子育て支援課

⑧障害福祉課障害者支援担当

☎5744-1251 FAX5744-1555

## 子ども

### 児童手当の申請をお忘れなく

手当月額など、詳細は区HPをご覧ください。

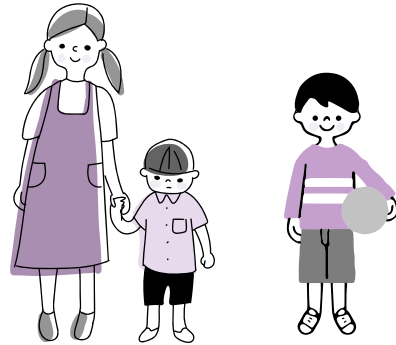
④出生や転入などにより異動があった中学校修了前のお子さんの保護者

⑤異動日の翌日から15日以内に、問合先へ申請書(区HPから出力)を郵送か持参。電子申請、特別出張所へ持参も可

※公務員の方は職場へ申請してください

⑧子育て支援課子ども医療係

☎5744-1275 FAX5744-1525



### 給食費や学用品の購入費などの一部を支給します

④区内在住の小・中学生の保護者で、次のいずれかに該当する方

①生活保護を受けている

②世帯全員の令和3年中の総所得金額等が認定基準額未満

※直近で家計が急変した世帯については、ご相談ください

⑥4月上旬に学校から配布する就学援助

費受給申請書を期日までに学校へ提出

※大田区立以外の小・中学校に通っている場合はお問い合わせください

⑧学務課学事係

☎5744-1429 FAX5744-1536

## 子育て世帯の家事・育児支援

### 1 ぴよぴよサポート

自宅にヘルパーが訪問し、調理や掃除、育児をお手伝いします。

④区内在住で保育サービスを利用していない2歳までのお子さんを育児中の世帯

### 2 にこにこサポート

産前産後における母子支援の専門家「産後ドゥーラ」が、特に支援が必要となる出産直後のお母さんに寄り添いながら家事も育児もサポートします。

④区内在住で産後6か月以内の方

◇12ともに◇

⑤1時間1,000円(2時間から利用可)

①お子さん1人につき年間18時間②利用期間内に7時間まで)

※免除制度有り

⑥電子申請か問合先へ申請書(問合先へ配布)を郵送か持参。利用決定通知書が届いたら、区指定事業者へ予約

※免除制度利用者は別途必要書類有り

⑧子ども家庭支援センター相談調整担当

☎6410-8551 FAX3763-0199

## 国保・年金

### 国民年金保険料の産前産後免除制度

申請すると、免除期間も納付したものととして老齢基礎年金に反映されます。

●免除期間 出産予定日か出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)

④国民年金第1号被保険者

⑥⑦出産予定日の6か月前から、問合先へ申請書(区HPから出力)を郵送。母子健康手帳と、年金手帳か基礎年金番号通知書を持参も可

⑧国保年金課国民年金係

☎5744-1214 FAX5744-1516

## 令和4年度の納入通知書・案内書を郵送します

納入書が届いた方は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

### 1 国民年金保険料納付案内書

4月上旬に日本年金機構から郵送します。前納や口座振替で割引になる制度があります。詳細はお問い合わせください。

※口座振替の方には、4月下旬に国民年金保険料口座振替額通知書を郵送します

◆令和4年度の月額保険料

①定額=16,590円

②付加保険料込み=16,990円

### 2 後期高齢者医療保険料通知書

◆納付書や口座振替で納める方(普通徴収)

4月中旬に令和4年度の暫定保険料額決定通知書・仮徴収額通知書を郵送します。3年度の保険料額を基に仮計算した金額で、納付書(4~6月分)を同封します。

※口座振替の方には納付書は同封しません

◆年金から差し引く方(特別徴収)

2月と同額を4・6・8月の年金から差し引きます。通知書は郵送しません。

※年金からの差し引き額が年度前半と後半で差が大きい方のうち、6・8月の差し引き額の調整があった方には、特別徴収仮徴収額変更通知書を郵送します

### 3 介護保険料納入通知書

4月中旬までに次の書類を郵送します。

①普通徴収の方=介護保険料納入通知書、納付書(4~6月分)

※口座振替の方には納付書は同封しません

②4・6月に特別徴収に切り替わる方=介護保険料特別徴収仮徴収額通知書

③年金からの差し引き額が年度前半と後半で差が大きい方のうち、6・8月の差し引き額の調整があった方=介護保険料特別徴収仮徴収額通知書

※②③以外の特別徴収の方には、7月中旬に介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送します

### ◆年金手帳が基礎年金番号通知書に切り替わります

令和4年4月1日から年金手帳の新規発行は廃止され、新たに国民年金や厚生年金に加入する方には、基礎年金番号通知書が交付されます。

※年金手帳は、基礎年金番号を明らかにするものとして引き続き使用できます。紛失、き損、氏名変更による再交付をする方には、基礎年金番号通知書が交付されます

▶問合先 日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141 FAX3734-3649

### ◆令和4年度の保険料率など

①均等割額=46,400円

②所得割率=9.49%

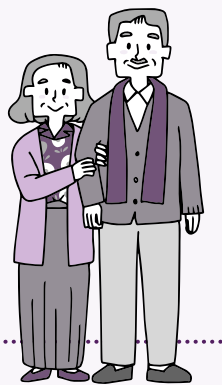
③限度額=66万円

※新保険料率による年間保険料額は7月中旬に通知します

▶問合先 国保年金課 FAX5744-1677(共通)

保険料=後期高齢者医療資格担当 ☎5744-1608

納付、口座振替=後期高齢者医療収納担当 ☎5744-1647



### ◆65歳になると納め方が変わります

介護保険第1号被保険者の資格を取得すると、介護保険料の算定・徴収方法などが変わります(加入する健康保険などへの支払いから、区への支払いへ変更)。

保険料は65歳の誕生日の前日が属する月から計算し、誕生日の前月に介護保険被保険者証を郵送します。

▶問合先 介護保険課 FAX5744-1551(共通)

保険料額=資格・保険料担当 ☎5744-1491

保険料の納付、口座振替=収納担当 ☎5744-1492